

令和2年度 小規模工事等契約業者 登録制度

この制度は、町内で建設業等を営み、小額であり、内容が軽易な工事等の受注・施工を希望する方を登録する制度です。

これは、町が発注する小規模な建設工事や修繕等を積極的に業者選定の対象とすることにより、町内業者の受注機会の拡大を図り、町内経済の活性化に寄与することを目的としています。

小規模工事などの範囲

以下のa～cのすべてに該当するもの

- a 町が発注する小規模な建設工事及び建設工事等に係る修繕
- b 内容が軽易で、かつ履行の確保が容易なもの
- c 1件の契約金額が50万円以下のもの

登録できる人

南関町内に主たる事業所又は住所を置いて建設業等を営んでいる人 ただし、次の場合は登録できません。

- (ア) 南関町内に主たる事業所も住所も有しない人
- (イ) 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ていない人
- (ウ) 南関町工事入札心得に基づく工事の入札参加有資格者名簿に登録している人
- (エ) 町税等を滞納している人

提出書類

- ①登録申請書
- ②町税の納税証明書(申請日1ヵ月以内のもの)
- ③商業登記簿謄本の写し(法人の場合)または住民票の写し(個人)
- ④希望する業種を履行するために必要な資格や免許等の写し

その他

登録は随時受け付けますが、有効期間は当初の期間内の残りの期間である令和3年3月31日までとなります。その後は2年ごとに申請により登録を受け付けます。

提出・問い合わせ先

総務課 管理契約係
〒861-0898 南関町大字関町1316番地
☎57-8500

令和2、3年度 物品購入、役務に係る 一般競争入札 参加資格審査申請

受付期間

令和2年1月6日(月)～1月31日(金)
午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで
※土曜日・日曜日・祝日は除きます
※郵送の場合は、31日の消印有効です。

提出方法

持参または郵送

提出書類

次の書類を各1部ずつA4サイズのフラットファイルとして提出してください。

指定がないものは写しで結構です。

- ①入札参加資格審査申請書
- ②契約実績一覧表
- ③許認可・資格免許一覧表
- ④印刷関係設備調査表(印刷業者のみ)
- ⑤物品納入関係調査表(物品販売業者のみ)
- ⑥直近の事業年度の財務諸表:貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書(法人の場合)又は所得税確定申告書の写し(個人の場合)
- ⑦納税証明書【国・県・市町村】
- ⑧個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書 ※原本
- ⑨印鑑証明書
- ⑩商業登記簿謄本(法人の場合)または代表者の身分証明書(個人の場合)
- ⑪使用印鑑届 ※原本
- ⑫委任状(委任する場合のみ) ※原本
- ⑬誓約書及び役員に関する調書 ※原本
- ⑭返信用ハガキ(受領確認に必要な場合)

その他

- ・申請書類は町のホームページからダウンロードできます。
- ・なお、同一期間において建設・設計コンサルタントについては追加募集(令和2年度)を受け付けます。

10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されました ～事業者の方はぜひ説明会にご参加を!～

本年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられ、同時に消費税の軽減税率制度が実施されました。

対象品目は、大きく分けて①飲食料品(酒類・外食等を除いたもの)、②週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)の2つですが、例えば、対象品目の販売(売上)がない事業者の方で、これらを経費で購入する場合や消費税の申告の必要がない免税事業者の方で、取引先から税率ごとに区分した請求書の交付を求められる場合など、この制度は多くの事業者の方に関係します。

なお、消費税の申告が必要な事業者の方は、法人は本年10月を含む事業年度から、個人事業者は令和元年分から、この制度に基づいた申告を行っていただくこととなりますが、税務署では、そのために必要な区分経理・記帳、決算処理、申告書の作成方法等に関する説明会を開催しています。

また、説明会の日程や軽減税率制度に関する詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

軽減税率制度説明会 開催日程一覧表

と き	と ころ	定員	説明会の名称等	申し込み期限
令和1年 12月 9日(月) 10:00～11:30	荒尾4186-19 荒尾総合文化センター	40名	消費税軽減税率制度に関する記帳説明会 (農業所得者向け)	12月6日(金)
令和1年 12月10日(火) 10:00～11:30	岩崎152-2 玉名市民会館	50名	消費税軽減税率制度に関する記帳説明会 (農業所得者向け)	12月9日(月)
令和1年 12月10日(火) 13:30～15:00	岩崎152-2 玉名市民会館	50名	消費税軽減税率制度に関する記帳説明会 (農業所得者向け)	12月9日(月)
令和2年 1月22日(水) 14:00～16:00	荒尾4186-19 荒尾総合文化センター	40名	青色申告者に対する決算説明会 (個人事業者向け)	1月21日(火)
令和2年 1月24日(金) 10:00～12:00	岩崎152-2 玉名市民会館	50名	青色申告者に対する決算説明会 (個人事業者向け)	1月23日(木)
令和2年 1月24日(金) 14:00～16:00	岩崎152-2 玉名市民会館	50名	白色申告者に対する決算説明会 (個人事業者向け)	1月23日(木)
令和2年 1月27日(月) 10:00～12:00	岩崎152-2 玉名市民会館	50名	消費税決算説明会(個人事業者向け)	1月24日(金)
令和2年 1月27日(月) 14:00～16:00	岩崎152-2 玉名市民会館	50名	消費税決算説明会(農業所得者向け)	1月24日(金)

問▽玉名税務署 ☎72-2125(※自動音声案内)
▽軽減コールセンター ☎0120-205-553

民間救急サービス福祉タクシー

ホームヘルパー2級・患者等搬送乗務員の資格を待ったプロドライバーが安心・安全なお出かけのお手伝いをします。

- 利用料金**
 - ・初乗り運賃 1.5kmまで660円 加算運賃 327m毎に80円
 - ・時間制運賃 30分2,000円 以降30分毎に2,000円

- こんなときに**
 - ・救急車を呼ぶほど緊急ではない
 - ・病気、ケガで家族だけでは困難
 - ・外出や旅行
 - ・冠婚葬祭

■タクシーの適正利用をお願いします。

本当に救急処置、病院の搬送が必要な重症患者のもとへ救急車の到着が遅れ、助かる命を救えなくなる可能性もあります。救急車は、緊急に医療機関へ搬送する必要とときに利用するようにしましょう。

問 福祉タクシーつくし ☎070-4700-2943
国土交通省九州運輸局許可事業 九運旅第82号
有明広域行政組合消防本部認定 患者等搬送事業第1号